

訪問看護ステーション

運 営 規 程

たまつ訪問看護ステーション

たまつ訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 特定医療法人誠仁会が開設するたまつ訪問看護ステーション（以下「事業所」という）が行う指定訪問看護、指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事業を定め、事業所の看護師その他の従業者（以下「看護師等」という）が、要介護・要支援状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の看護師等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援する。
2. 事業所の看護師等は、要介護者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 3. 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする
 4. 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化防止または要介護状態になることの予防に資するう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
 5. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 6. 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して、定期的な巡回訪問や随時の通報を受けて指定訪問看護を提供する
 7. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 8. 指定訪問看護、指定介護予防訪問看護の提供にあたっては、介護保険法第18条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を利用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：たまつ訪問看護ステーション
- (2) 所在地：神戸市西区持子3丁目3番地 持子ビル202号

(職員の種類、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職員の種類、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職 種	資 格	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務	備 考
管理者	看護師	—	1名	—	—	看護職員と兼務

看護職員	看護師	5名	—	6名	—	
理学療法士		2名	—		—	
作業療法士		1名	—	—	—	
言語聴覚士		1名	—	—	—	
事務職員		1名	—	—	—	

- (1) 管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように統括するとともに、自らも事業の提供にあたる
 - (2) 看護職員等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、訪問看護・介護予防訪問看護を担当する。
 - (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、看護職員の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する
 - (4) 事務職員は必要な事務を行う。
2. 業務の状況に応じて、職員数は増減する。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、誠仁会職員就業規程に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：午前9時から午後5時までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護・介護予防訪問看護の提供方法)

第6条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者または家族から主治医に申し出て、主治医が交付した訪問看護指示書により訪問看護計画を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者または家族からステーションに直接連絡があった場合は、主治医に訪問看護指示書の交付を求めるよう指導する。
- (3) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから、西区医師会あるいは、神戸市高齢者サービス調整チーム（保健所の保健師等）に調整等を求め対応する。

(訪問看護・介護予防訪問看護の内容)

第7条 事業所で行う指定訪問看護・指定介護予防訪問看護は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう打倒適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 訪問看護計画書・指定介護予防訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明、利用者の希望、主治医の指示および心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載

(サービス内容の例)

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等日常生活の世話

- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル、人工呼吸器等の管理
- ⑩ その他、医師の指示による医療処置

(2) 訪問看護計画書・介護予防訪問看護計画書に基づく訪問看護

(3) 訪問看護報告書・介護予防訪問看護報告書の作成

(緊急時における対応方法)

第8条 看護師等は、指定訪問看護・指定介護予防訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送などの必要な処置を講じるものとする。

2. 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料等)

第9条 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護を提供した場合、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法廷代理受領サービスであるときは、利用料のうち利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。但し、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

2. 医療保険による訪問看護を提供するに当たり、加入健康保険の負担割合を徴収するものとする。

3. 医療保険による指訪問看護を提供するにあたり、休日に訪問看護を実施した場合、利用者から1回につき基本利用料として、2000円を徴収する。尚、1時間30分を越える訪問看護を行った場合、30分あたり1,500円の時間超過金を徴収する。

4. 医療保険による訪問看護を提供するにあたり、訪問看護に要した交通費は実費を徴収する。尚、自動車を利用した場合は、次の額を徴収する。

(1) 訪問看護ステーションからの距離が片道 5キロメートル以内 無料

(2) 訪問看護ステーションからの距離が片道 5キロメートル以上 300円

5. 日常生活上で必要な物品を提供した場合は実費を徴収する。

6. 死後の処置を行った場合、平日・休日・時間外を問わず、一律10,000円を徴収する。

7. 前四項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払いに同意する旨の文章に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、神戸市西区、明石市の区域とする。

(衛生管理等)

第 11 条 事業所は、看護師等の清潔の保持および健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備等の衛生的な管理に努めるものとする。

2. 事業所は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に挙げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（WEB 会議も含む）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る
- (2) 事業所における感染症の予防お延びまん延防止のための指針を整備する
- (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修および訓練を定期的
に実施する。

(相談・苦情対応)

第 12 条 ステーションは、利用者からの相談・苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第 13 条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに区市町、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置をおこなう。

2. 事業所はサービスの提供に伴って、事業の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
3. 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第 14 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2. 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 15 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（WEB 会議も含む）を定期的
に開催するとともに、その結果について、従業員に十分に周知徹底を図る
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的
に実施する。

2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員または擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するも

のとする

3. 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあつては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第 16 条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2. 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（医療 DX 推進体制に関する事項等）

第 17 条 事業所はより質の高い看護を目指し、医療 DX 推進体制を整え、看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認システムにより取得した資格情報をもとに、電子処方箋システムや電子カルテ情報共有サービスとの情報連携を行い、医療情報を活用した訪問看護を提供する。

（その他運営についての留意事項）

第 18 条 事業所は、社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設けまた業務体制を整備する。

2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. 事業所は、適切な指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
5. この規程に定めない、運営に関する重要事項は、特定医療法人誠仁会とたまつ訪問看護ステーション管理者とが協議の上、定めるものとする。

（附則） この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

但し、変更後の規程は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

但し、変更後の規程は平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

但し、変更後の規程は平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

但し、変更後の規程は平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

但し、変更後の規程は平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

但し、変更後の規程は平成 20 年 12 月 16 日から施行する。

但し、変更後の規程は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

但し、変更後の規程は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

但し、変更後の規程は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

但し、変更後の規程は平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

但し、変更後の規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

但し、変更後の規程は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

但し、変更後の規程は令和 2 年 10 月 16 日から施行する。

但し、変更後の規定は令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

但し、変更後の規定は令和 6 年 7 月 1 日から施行する。